

## 第7回 まちづくり常任委員会会議録

令和3年12月10日(金)

委員会 議室

### ○会議日程

- 1 開会宣告(16時09分)
- 2 調査事項
  - (1) 産業振興課
    - ①令和4年度農業分野における地域おこし協力隊の導入について
  - (2) 保健福祉課
    - ①子育て世帯への臨時特別給付金(5万円相当のクーポン給付について)
- 3 その他
- 4 閉会宣告(16時53分)

### ○出席委員(7名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	2番	佐藤忠志
委員	1番	高橋秀明
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

### ○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課課長	藤井和之
産業振興課課長	山本基継
保健福祉課課長	村上貴紀
農政係長	新野貞治
事務局長	早坂敦
事務局主事	満保希来

齋賀委員長

会議を始める前に、ちょっと時間が5時半ごろまで延長するかもしれませんが、それを許可してもらってよろしいですか、委員の皆さん。

(「はい」の声あり)

ではよろしく申し上げます。

それでは、ただいまより令和3年第7回まちづくり常任委員会を行います。

出席は1名欠員、7名出席です。

調査事項に早速入りたいと思います。1、産業振興課、令和4年度農業分野における地域おこし協力隊の導入についてであります。よろしく申し上げます。

新野農政係長

本日は、本会議終了後お疲れのところ、お時間をいただきありがとうございます。

さて、本日概要を説明させていただきます、来年度より導入を進めております農業分野における地域おこし協力隊についてでございます。

それでは、資料に基づきご説明したいと思います。まず、資料の1枚目の上段をご覧ください。事業の目的及び事業の目標について示しております。

事業の目的については、農業者の高齢化や後継者不足により農家戸数が減少する中、地域おこし協力隊の導入により、第三者継承を望む農業経営に対して、農作業支援や経営継承の準備支援に取り組むことで、新規就農者の受入れや円滑な経営継承ができる体制を整備することを目的としております。

更に地域おこし協力隊は、その活動を通じて、農業に関する知識や技術を習得することで、将来、幌延町で新規就農や雇用就農をすることを旨とする内容になってございます。

事業の目標についてですが、第6次幌延町総合計画、重点戦略・前期基本計画にあります農業関係協力隊導入延べ人数を令和6年度までに5人としておりますので、こちらをですね、事業の目標に据えたいと考えてございます。

続いて事業の内容についてですが、資料の左下のほうですけども、導入年度は令和4年度から、募集人数は2名で、町の会計年度任用職員として採用いたします。

活動の内容については、町の担い手センターの業務として支援を行います。第三者継承を希望する農家グループに対して農作業の支援、それから経営継承に必要な準備支援、就農受入れ体制の整備支援、新規就農フェア等のイベントでのPR活動、中山間集落の活動支援などを考えております。

予算の計上額につきましては、2名分で929万3千円を現在のところ見込んでおります。次に本事業のですね、イメージ図のほうを右側に図示しております。

都市地域に在住する新規就農希望する方をですね、地域おこし協力隊として会計年度任用職員の形で町で採用いたします。

採用された地域おこし協力隊は、担い手センターが行う第三者継承希望農家、グループでですね、への支援に従事すると。地域おこし協力隊は、技術指導を受けながら農作業支援を行い、将来の新規就農に備えます。スキルアップしていく中で、貴重な労働力となっていく部分もございまして、対象農家についてはですね、ちょうど赤字の矢印の部分になるんですけども、費用の負担をですね、求めていきたいと考えております。

この費用の負担については、町の担い手センターへの負担金という形で負担していただいて、これをですね、積立てし、就農時の就農支度金というような形で新規就農者へ交付するという仕組みを考えていると。この仕組みによりまして、新規就農者の早期の経営の安定化を図っていけるというふうに考えております。

地域おこし協力隊の最終目標は、就農による幌延町への定住、定着ということになります。続きまして、2枚目のほうをお開きください。

左側がですね、事業の効果としまして、第三者継承を希望する農家、地域おこし協力隊、それから町と、町のそれぞれの事業を行っていく上での効果ということで、少しまとめてございます。

農家のほうにつきましては、経営継承に必要な準備ということで、勉強会や講習会を行うことで、円滑な第三者継承を行うことが出来ます。第三者継承を希望する農家をグループ化することで、継承に係るですね、情報交換を行ったりですね、意識の統一っていうのがですね、図られるものと思われまして。

農場のPR資料を作ることで、就農のイベントなどで、新規就農者への情報発信ということで、こちらのPR資料をですね、個々の農家の経営状況、経営規模ですとか、そういったものをですね、まとめたものを作ってPRしていくというふうに考えております。これ以外にもですね、個々のPRだけではなくて、グループを作っての受入れ体制っていう、こういうものもですね、外部へのPRとしていけるものと思っております。

協力隊員の場合、効果でいきますと、作業支援を行うことにより、既存農家の農作業技術、それから主要管理技術、栽培管理技術を作業支援を通してですね、学ぶことができる。

それからPR活動、それから新規就農イベントへの参加を通じて、町の支援策などをですね、理解を深めていくことができる。

中山間集落の活動を支援することで、地域との交流を図ることができる。

新規就農に必要な資格取得。現在のところですね、大型特殊、それからけん引免許の取得を支援するというふうに考えております。

それと講習会ですね。本別町にあります北海道立農業大学校。それから農業改良普及センターのほうで開催しております講習会等をですね、積極的に受講していただくというようなこともですね、考えております。

町が得られる効果としましては、町担い手センターで現在実施する、新規就農研修支援事業に加えてですね、新たな新規就農希望者の受入れ体制を作ることができるということで、2枚目の右上の囲みになるんですけども、現在の新規就農希望者の受入れの体制というのをちょっとまとめております。

現在担い手センターでは、新規就農研修支援事業ということで、おおむね2年間の研修をしていただいて、そこで就農可能となればですね、本町での就農していただく。この一つですね、パターンしか現在、新規就農の入り方というのがない状況でございます。

今回は導入します地域おこし協力隊。この制度を使ってですね、新規就農していくとなるとですね、その下ですね、導入後ということで①は従来どおりの都市地域以外の方で、就農を希望する方の場合ですと、従来どおりの入り方を想定しております。

都市地域に在住のですね、新規就農希望する方にとってはですね、この②番の地域おこし協力隊という新しいですね、スキームの中で、3年間の研修を行っていただけるというふうに考えております。

更にですね、1番難しいところではあるんですけども、就農先とのマッチングということで、なかなか就農機会がこの3年間で得られない場合ですね、最長現行の新規就農研修支援事業と合わせてですね、最長5年間の研修期間を設けることができるということで、経営継承を希望してる農家の方とのマッチングの機会が最大限図られるというふうに考えております。

その下ですね、フォローアップ体制ということで、協力隊員に対するフォローアップ、それから第三者継承を希望する農家へのフォローアップということで、関係機関含めてですね、フォローアップの体制を構築していきたいというふうに考えております。

続いて資料の3枚目をご覧ください。左上につきましては、勤務条件ということでまとめさせていただいております。

採用の条件につきましては、町の会計年度任用職員という形をとりたいと思います。給与につきましては月額20万。勤務時間については週5日間、1日につき7時間45分ということ。

それ以外につきましては、その他ということで、町の負担として住宅料のほうは、もう既に入っている協力隊の方もですね、住宅料については町で負担しているということ。移転に係る移転料につきましても、町のほうで一部支援するというような形でございます。

続いて右側ですけども、今後のスケジュールということで、本日常任委員会のほうへご説明しております。12月上旬にはですね、予算要求資料ということで、現在まとめているところでございますが、現在のところの概算の予算額については、下の囲みの中になります。地域おこし協力隊2名の導入に係る費用については、人件費に当たる部分が約661万円、活動費に当たる部分が268万3千円、合計で929万3千円をですね、費用として見込んでございます。

歳出の大まかな内容についてですけども、旅費につきましては、先ほども申しましたとおりですね、本別町の北海道立農業大学校で実施する研修、一般研修とですね、機械研修というのがありまして、こちらをそれぞれですね、受講する費用。それから、私有車の借上げに係る費用を見込んでございます。需用費につきましては、リース車両の燃料費と作業服等のですね、作業に必要な被服費が主な中身となっております。借上料については、車両のリースを考えておりますので、車両のリース料となっております。負担金の部分につきましては、免許取得にかかる費用をですね、こちらのほう、取得に係る経費の2分の1を負担したいというふうに考えてございます。

そしてですね、今月中に町担い手センターのですね、会議のほうを開催して事業の内容説明。それからですね、年が明けてからは、農業者向けの事業説明のほうを行っていきたいと考えております。3月議会定例会のほうで、予算審議いただきまして、その後募集、早ければ4月には採用ということで進んでいきたいと思っております。

以上ですね、令和4年度農業分野における地域おこし協力隊導入に係るですね、概要説明ということで、よろしく願いいたします。

斎賀委員長

説明をありがとうございました。

ただいまの産業振興課の説明について何か質問、意見のある方は、挙手をして指名を受けてから発言してください。

植村委員

まずこの協力隊の農家支援なんですけど、これは年齢制限というのはあるんでしょうか。

新野農政係長

年齢制限のほうはですね、現在のところ、ちょっと今考えてはいないんですけど、町の元々担い手センターのほうの研修支援事業のほうはですね、38歳までということで、研修ありますので、募集の際にはですね、あまりちょっと年齢いってしまうとですね、就農自体遅れるというのと、その後、資金借入しての償還等っていうことを考えると、あまり高い年齢にはならないのかなと。40前までっていうことになるかなと。担い手センターの募集の要件と合わせていきたいなと思います。

植村委員

今までの協力隊だったり、結構高齢って言ったら悪いね。年齢の高い方が協力隊で来てたんですけども、そういった年齢制限がないと今言ったような心配もありますんで、やっぱり担い手センターの基準に沿った中でやっていくのが妥当かなというふうに思っております。

それとこの1番最後のほうの予算見積りの中で、この1番最後の米印のこれはどういうことなんでしょうか。

新野農政係長

米印の部分ですけども、協力隊1人当たりですね、特別地方交付税の算入の額がですね、480万円って上限がございます。通常ですと報償費ですね、報酬に係る部分が280万円、令和4年度ですと上限ということになっております。

ただ、報償費等の弾力化についてということで、ただし書がございまして、交通の便ですとかそういった部分で、ある程度弾力的な運用ができるということで、その金額がですね、令和4年度以降は330万円と、人件費給料に係る部分については330万円まで見れるというようなことになっておりますので、今回の場合ですね、この330万円の上限のほうを採用してですね、設定しております。

植村委員

協力隊に関しては、各自治体で採用するということになるんですけども、国からの補助金ですか、人件費等々の補助金というのは280万円なんですか。それとも480万なんですか。

新野農政係長

480万円のほうです。

植村委員

協力隊でそういった町の予算の中でやってる部分には、これでいくと3年間。それはいいんですけども、その後の受入れ農家に長くて2年という中での受入れ農家でそのいった人たちに対する、協力隊の人たちに対する人件費っていうんですか、報酬。そこら辺はどんなような考え方してるんですか。

新野農政係長

先ほどもですね、ちょっと触れたのですが、実際、町のほうで給料を払って、作業支援に当たると。協力隊の期間ですね、3年間は作業支援に当たるということで、実際研修、農家の人を指導されながらですね、働いていくという形にはなるんですけども、やはりだんだん慣れてくるとですね、しっかりとした労働力に当然、就農目指してる方なんで、なっていくということで、そこに対してですね、農家の人から労賃としてもらうというのはですね、ちょっと難しいかなと思っておりますので、協力隊のほうが行う活動支援に対してですね、担い手センターへの負担金という形で、ちょっと値段の設定のほうはですね、はっきりとしないんですけども、1日幾らというような形の負担金を集めていきたいなというふうに考えてます。

(植村委員「対象農家から」)

はい。

植村委員

それと1番問題は、今の条件ですと第三者継承という、やろうかなあという農家何戸かは今の段階ではあるんじゃないかなと思うんですけども、1番難しいのはその農家をどうやって、意見の聞き取りをして、グループ化して、スムーズにそういった農家に宛がえるかというところが1番難しいところだと思うんですけども、そこら辺の目途ってというのは、どうなんですか。

新野農政係長

おっしゃるとおりですね、1番難しい部分だと思います。

これについては、これまでも農協さん含めですね、聞き方としてはいつやめるんだというような聞き方になってしまうようなことなので、非常にデリケートな部分として、今まで農協さんも含めですね、関係機関扱ってきたところです。

ただ、農家戸数の減少がですね、やはり歯止めがかからない状況ということで、もうそこをですね、農家の人に聞いて明確にしてですね、グループ化もしくはリスト化という、誰が手を上げるんだということですね、どこかがやっていかないとですね、やはりこれから新規就農をタイミングよく入れていくっていうのは、非常に難しいと思います。

実際、本当にマッチングの部分でいくと、辞める、入るのタイミングがですね、1番調整が難しいところだと思いますので、皆さんで、希望のある方は手を挙げていただいた中でですね、その中で就農希望者を受入れてですね、ひとつ育てていくというようなこともですね、真剣に考えなきゃいけない時期だと思っておりますので、それを説明会で理解していただいてですね、協力を仰げるところはお願いしたいというふうに考えてます。

植村委員

1番デリケートな部分ということは、もう本当に新野係長も十分、課長も十分承知してるし、農協もそのとおりだと思うんですけども。近隣で私の聞いている範囲では、やはりズバツとストレートにいつ経営継承できるんだという、本人とやっぱりきちとした話合いの元に、そういった新規の居抜きで入れるということの計画を、きちっと立ててやってきているという話も聞いてますので、そこら辺1番うやむやにした形の中でやると、今言ったような大した金額、労賃払わなくても、もういっちょ前までの労力が入ってきて、経営がすごくうまくなっていくって楽しかったもんだから、「なかなか経営移譲出来ないでや」っていう話もこれ聞こえたりするもんですから、そこら辺はもう最初からきちっと契約書みたいな形の中で、

本人との意思確認をしながら、そういった新規の人を入れてくというふうにしていかないと、後のトラブルになりますんで、変な話が出回ると、今度後に続く新しい就農者も来なくなるということもありますんでね。ぜひ、そこら辺をうまく調整しながら、当然、農協も協力してもらわなきゃなんないと思うんですけども、本当に課長も心配してるとおり、このままだと、うちの農家戸数がとんでもない減少に繋がっていくということも実態がありますんでね。ぜひ、この計画を強力に、優先的に進めてほしいなというふうに思います。

斎賀委員長

他に委員、ありませんか。

無量谷委員

1 ページ目の右の図って見たら、協力隊っていう形であるんですけど、町の担い手センターの新規就農の中の一員でありますけども、ある程度、これ今第三継承が1番身近に話せるのは、意外と農家同士の交流っていうか、そういう部分で、「俺、いつ、何年ぐらいまで」っていう感じで話合いがなってるんじゃないかなと。やっぱり町となると、なかなかそれとも言えない農家があって、なかなかこう進まないのかなって感じはするんです。

農協は農協で、いやまだまだって感じで、聞くに聞かれないような状態で、本人になかなか話す機会がない。そして担当者がはっきりしないから、尚更言えないっていう部分があるんで。

やはり僕が感じたことは、地域のある程度、話せる中では結構、「いついつまで大体やめたいんだ」とは話は出てくるんだけど、それを進めて農協、町なりに進んでないっていうのが現実じゃないかなということを見ると、ある程度、これ農家が地域地域で、わりと広範囲に情報網持ってるのは、やはり農業委員会でないかなって感じはするんですけども。その辺の農業委員会の立場から見て、農業委員会が全然口出し、入るような項目のイメージになってないと部分あります。だからそういう部分でね、どうなのかな。ほったらかしていいのかなという部分あります。

新野農政係長

おっしゃるとおりですね、農業委員会が強力にですね、担い手対策を進めているという自治体もあります。イメージ図の中には名称としては出てきておりませんが、担い手センターにつきましては、農業委員会も構成員に入っておりますし、幌延町議会のほうもですね、構成に入ってるということで、お話としては共有できるのかなと。

先ほどのお話の中にも少しありましたけども、どこかの機関がというようなことで、今後の離農予定の所を把握していくってところがですね、やっぱり今まで曖昧だったということで、一つ、この事業をきっかけにですね、担い手センターの名の元にですね、聞いていくのかっていうこと、いろいろ出てくるとは思うんですけども。当然、農協さんもですね、営農計画、債務整理の中でですね、投資のことですとか、経営の先のことですとか、お話本来してと思いますので、農協さんともですね、情報共有しながら。また、農業委員会のほうともですね、情報共有しながらですね、努めていきたいなというふうに思っております。

斎賀委員長

ほかに。

西澤委員

植村委員も無量谷委員からもあった、第三者継承の把握をどうするのかっていうところ。そこは今説明があって、担い手センターでやると。それはもうあれですよ、担い手センターの説明するのはこれからなんでしょうけど、曖昧だったものを担い手センターで受けると。この地域おこし協力隊をきっかけに、そこは自治体が地域おこし協力隊を募集してやってくと。一つのやり方として、こういうこともあるんだということの示し方なんだろうなと思うので、そこの担い手の構成員としては、もちろん今説明のあった農協さんも入ってる、農業委員会も入ってる、組合も入ってて、議員も入ってると。そういう中で、担い手センターでしっかりやっていくっていう決意と捉えていいんでしょうか、町長。

野々村町長

まさしくそのようなスクラムを組まないと、この大きな決断に、農家の経済がどこでやめるかという分岐点。なかなかこれ判断するのに難しいところがある。

だから、最初からずっとやれる、スタートから協議をしていきながら、どうやって何年後に継承していこうかっていうところのコマで選ぶんじゃないで、先ほど説明したとおり、グループの中、一つのグループいろんなタイプのグループの人たち、集まった中でも、その協議を詰めていくっていうことも大事だと思ってます。

今言われた関係機関以外にも、他の所では農業指導士をふんだんに使っていることもあります。そこはもう農家の皆さんの技術が優れてる。そういうような人たちが指導士がいるわけですから、そういう人たちに参画して、情報アンテナを張って、説明して、膝交えて喋ってってもらうという一つの方法もあります。

うちも指導士いるんでしょうけど、なかなか活動が見えてないという、そういう状況の中でもありますから、そういう方々の力も一緒に入れていただいて、聞きやすいっていう意味でいけば、指導士のほうがはるかに聞きやすいんですよ。農業委員会とかへちまとかっていうのは、またこれも経済と権力の争いの場所ですから、なかなかその亀裂な戦いがあって、何かおまえうまいことやってるのかみたいな話にしかないけど、農業指導士だけは違うんですよ、崇められてる話です。

だから、そういう方々も含めて、今後どうやれるかっていうのは担い手センターで、それぞれ構成する、今の形でも別段、そんだけのエリアがあれば十分なんで、それはいいですけど。その扱いも含めて、今後担い手センターの構成をどのように、スクラム組んでいくかっていうのは、しっかりやっていかなければ、やっぱりこの形を、やっぱり最大5年間の間の期間をあるっていうこと自体がものすごくプラスなことで、来年はやめるのかみたいな話は到底できる話ではない。5年後の先の話で、それぞれやっぱり進んでいくっていうことは、大事なことなんだろうと思うし。ましてや、俺すぐ辞めるわっていうところは2年の経過した経験者がすぐ入ってもらえばいいとかっていうやりくりができるっていう、このスタンスの種類があるっていうことは、選択の余地があるのかなっていう気は私はしてますので、実際問題、これが早く進んでいってやってくということは、今度の担い手センターの中でも、ちょっと協議しながら、どういう構成員をどのくらい集めて、これをきちっとした形で示していけるかっていうのは、考えていければ最高いいかなっていう気はしてます。

斎賀委員長

ほかに委員、発言ありませんか。

佐藤委員



新野係長から説明いただいて、やっぱりこういうふうに具体的に動き出したんだなと思って、今、感心して見とったんですけど。

これから担い手センターの構成メンバーだとか、やはり地元にもやはり今町長おっしゃったとおり、農業委員だ、いろんなものってのやっぱりいろんな利害関係も絡んでくる。やっぱり、優秀な指導農業士、確かうちも何軒かいるはずなんでね、確かにこういう指導士、経営もこれ優秀で、それなりの人が農業指導士というものを与えられてる。これらのやはりアドバイスも、これ当然必要になってくるだろうし、だから今言ったように、こういう構成メンバーの中にどういふふうに構成メンバーを入れていくのか。

それと前も町長おっしゃったように、離農する農家さんも、いろんなその農家さんもいると。もう牛舎崩れるような、「もう俺やめるから」なんてぎりぎりまでやってきた人もいるだろうし、中にはやはり、「これは入ってもいいな」と、そういう農家さんもいるだろうし、これから、スタートしていく中で、「俺もやめる」と言ったときにそれをどう吟味していくのかね。いや、これは金かけなかったらどうもならん農家だとか、そういう問題もこれから大きく出てくるんだと思いますんで、本当にこれ担当者、大変な思いして、やっていかなきゃならんなど見ております。

いずれにしても、やっとスタートしたなと思って慎重に、なんとかね、うまく1人でも2人でも入っていただければ、形をしていただきたいなど。大変でしょうが、一つお願いしたいなと思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、また後、委員と連絡、調整取りながら情報交換して、より良いものに進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

佐藤委員

勉強不足で、このK P Iってのは俺よくわからないんで、これなんなのか。さっさと聞きゃよかったんだけど。ここに戦略K P I = 5人って書いてあるんだけど、何の。

岩川副町長

計画の目標値、その達成指標。

岩川副町長

総合計画の中の目標達成指標って。それを数値化して設けるってのは、K P Iって言うてるんです。

その中で、農業関係の協力隊の導入人数は、令和6年度までは5人入れられるように頑張らましようっていう目標を立ててるんです。

斎賀委員長

以上をもちまして、令和4年度の農業分野における地域おこし協力隊導入については閉じたいと思います。よろしく申し上げます。

皆さん、その場で暫時休憩してください。

(16時45分 休 憩)

(16時47分 開 議)

それでは、休憩を解いて会議を再開します。

調査事項2番、保健福祉課、子育て世帯への臨時特別給付金についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは、子育て世帯への臨時特別給付金についてですけれども、その概要につきましては11月の29日に開催されました、まちづくり常任委員会において、仮称の時点での概要ということでご説明させていただいたところではございますけれども、来年春の実施予定とされております5万円相当のクーポンを基本とした給付について、国の検討状況などが新たに示され、準備等の事務処理スケジュールに多少の軌道修正が必要と判断いたしましたので、その概要について、ご説明をさせていただきたいと思います。

配付させていただきました1枚物の資料をご覧ください。

令和3年11月19日に閣議決定されました、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、一定所得以上の世帯を除く、0歳から高校3年生までの子どもに1人当たり10万円相当の給付を行うこととされた子育て世帯への臨時特別給付金のうち、来年春の卒業、入学、進学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる子ども1人当たりのクーポンを基本とした給付について、国の資料中、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とするとのただし書があったことから、先に開催されましたまちづくり常任委員会において、本町の実情を踏まえ、現金給付とすることが望ましいとのご意見をいただき、給付に係る補正予算をプッシュ型の5万円の現金給付とともに、12月中に専決処分にて対応させていただくことで、ご承認いただいたところではございますけれども、その後、政府が想定しますクーポンの給付方法が示されまして、電子発行を含むクーポン券発行方式に加え、ID交付方式での実施も選択可能とされております。

また、12月7日の官房長官の記者会見では、「クーポン給付を基本に検討していただきたいが、地方自治体の実情に応じて現金給付も可能とする」と述べられ、8日から昨日にかけての衆議院代表質問の首相答弁において、給付主体である地方自治体が全額現金で給付することを一定程度容認する考えを示され、「その基準等については、地方自治体の意見を伺いつつ、具体的な運用方法を検討していく」と述べられ、12月3日付けの自治体向けの説明資料において、現時点での検討状況を示したもので修正があり得ると前置きされた未定稿の資料にも記載はありましたが、現金による給付を許容するケースについては、令和4年9月末までに、クーポンによる給付を開始することが出来ない見込みである場合に限るとの考えも示されたところです。

具体的な運用の方法は未だ示されておらず、現金給付が可能とされる地方自治体の実情の許容ケースが不透明な状況であり、クーポン給付を基本とされている給付に係る予算について、近日中の確定が困難な状況となっております。

本町におきましては先日、議員の皆様からご意見をいただきましたとおり、現金給付とすることを最優先案として準備を進めるものの、予算の補正につきましては、今後の国の方針などが確定されてからの対応とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上のことから、今月中旬に専決処分による、予算の補正をさせていただく予定の事業につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金のうち、プッシュ型で支給する5万円の現金

給付と、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の支給に係る事業費と事務費となりますので、ご承知おき願いたいと思います。

以上、簡単ではございますけども、概要の説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、議員の皆さんから質問、意見ありましたら、指名を受けてから発言してください。

(一 同 無 言)

ありませんか。

(一 同 無 言)

ないですね。

それでは、保健福祉課、子育て世帯への臨時特別給付についてはこれで閉じたいと思います。また、情報のほうをよろしくお願いします。

3、その他、何かありますか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、では以上をもちまして、令和3年第7回まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

(16時53分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来